

2022年度に大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の
奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、別冊「申込みのてびき」に従って申込手続きを進めてください。

2021年度版

目次

奨学金の制度	奨学金の手続き
①奨学金の種類 4	①申込みから返還完了までの流れ 21
②申込資格 5	②採用候補者決定後の手続き 22
③選考基準 6	③進学後の手続き 24
④貸与金額 9	④奨学金貸与中～返還中の手続き 25
⑤貸与対象校 11	
⑥奨学金の貸与と返還 12	
⑦保証制度の選択 13	
⑧利率の算定方法の選択 15	
⑨返還方法の選択 16	
⑩返還が難しいとき 17	
⑪個人情報情報の取扱い 19	
	資料
	①奨学金に関する事項の選択・変更 26
	②奨学金の返還例 27
	③機関保証制度の仕組み 28
	④保証料（目安） 29
	⑤保証委託約款 31

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

進学を考えている高校生等のための、奨学金に関する試算ができる便利なツールです。



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数
の試算ができます。



● ガイダンス動画

高等学校等を通して奨学金の予約を申し込む方向けに、奨学金制度の概要や
申込手続等について、動画で説明しています。ぜひご覧ください。



日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。



知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
あなた本人が、将来、返還していく義務を負います。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先延ばしにする制度等があります。

※ ただし、収入等の基準を満たした場合に限ります。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。

本冊子の用語

あなた・・・奨学金を申し込む生徒本人

JASSO・・・日本学生支援機構

予約採用・・・進学前に募集する採用方式

在学採用・・・進学後に募集する採用方式

高等学校等・・・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）

大学等・・・大学、短期大学、専修学校（専門課程）

生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父または祖母等）

採用候補者・・・予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

社会的養護を必要とする人・・・18歳となった時点で（18歳になっていない人の場合は奨学金申込時点で）下記の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

～ 海外の大学（※）での奨学金の予約を希望する人へ ～

この冊子は国内の大学等に進学する人向けのもので、在籍する学校に相談し、海外の大学での奨学金に関する冊子を受け取ってください。

なお、進学先が国内・海外のどちらになるか未定の場合でも、【国内大学等予約採用】と【海外予約奨学金】の両方に申し込むことができます。

（※） 海外大学日本校（テンブル大学ジャパンキャンパス、レイクランド大学ジャパンキャンパス、天津中医薬大学日本校、北京語言大学東京校等）を含みます。

1. 奨学金の種類

奨学金の種類は次のとおりです。

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第一種奨学金	利子なし	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	2022年4月分から卒業する (修業年限の終期)まで
第二種奨学金	利子あり	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	2022年4月分から卒業する (修業年限の終期)まで
入学時特別増額貸与奨学金	利子あり	一時金	上記の奨学金の 初回振込時 に振込み(1回限り)	(1回の振込で終了)

2. 可能な組み合わせ

第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けること(併用貸与)ができます。

また、貸与奨学金は給付奨学金と併せて利用することもできます。

入学時特別増額貸与奨学金は毎月の奨学金と併せて進学後に貸与を受けることができますが、給付奨学金のみと併用、または単独で利用することはできません。

(毎月の奨学金は次のいずれか)

第一種奨学金
第二種奨学金
第一種・第二種併用貸与

(希望により一時金の増額が可能)

+

入学時特別増額貸与奨学金

～よくある質問～

Q1 他団体の奨学金と併せてJASSOの奨学金制度を利用することができますか。

A1 JASSOにおいては、他の奨学金との併用を認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、該当団体に確認してください。

Q2 給付奨学金のみ希望ですが、入学時特別貸与奨学金と併せて利用することはできますか。

A2 できません。入学時特別増額貸与奨学金は、貸与奨学金の月額申し込みが必要です。

2022年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する人が申し込みめます。

（１）2022年3月に高等学校等（本科）を卒業予定の人

（２）高等学校等（本科）を卒業後2年以内の人



- ① 2021年の秋季に卒業予定の人も対象になります。
- ② 高卒認定試験合格者も対象になる場合があります。詳細は、別途、JASSOのホームページなどで案内します。
- ③ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の（１）～（３）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、高等学校等を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（若しくは、特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です。（※1）

（１）法定特別永住者（※2）

（２）在留資格（※3）が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人

（３）在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

（※2） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

（※3） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ① 在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は申込みができません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すと同時に、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

高等学校等は、奨学金を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。

JASSOは、推薦された人が学力・家計等の両方の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人を採用候補者として決定します。

1. 学力基準

奨学金の種類	基準
第一種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 である
第二種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等



高卒認定試験合格者等は、上表の基準を満たすものとして見なされます。

【第一種奨学金の学力基準の緩和（経済的に極めて修学が困難な方が対象）】

第一種奨学金については、次の①～③のいずれかの条件に該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等として学校から推薦されれば、**学力基準を満たすものとして扱います。**

- ① 生計維持者（原則父母）の2021年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税（0円）である
- ② 生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（3ページ参照）である

2. 家計基準

生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。



JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右のQR）で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

例) 会社員

例) 自営業者

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	本人、親①（★）	779	1,036	707	371	628	321
3人	本人、親①（★）、親②（無収入）	657	1,009	599	286	601	245
4人	本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生	747	1,100	686	349	692	306
5人	本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生、小学生	922	1,300	884	514	892	476



- ・表中の数字はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。
- ・「併用貸与」とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることです（4ページ）。併用貸与の基準を満たしている場合、第一種奨学金の最高月額を選択できます。（9ページ）
- ・海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類の提出が必要です。

【第一種奨学金の家計基準の特例】

第一種奨学金については、次のいずれかの条件に該当すれば、**家計基準を満たすものとして扱います。**

- ① 生計維持者（8ページ）の2021年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税（0円）である
- ② 生計維持者（8ページ）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（3ページ）である

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」（22ページ）を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与します。



- ・日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の生徒は対象外です。この場合、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
- ・予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。 別居している場合も取扱いは変わりません。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。 同居している場合、親権がない方（再婚相手）も生計維持者としての申告が必要です。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であってもどちらか1名となります
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となった時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求められる場合があります。

（注2）専業主婦（主夫）の方も生計維持者としての申告が必要です。

1. 貸与金額

第一種奨学金は、進学先の学校の種別（大学、専修学校等）・設置者（国公立、私立）・通学形態（自宅通学、自宅外通学）により定まる金額から、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は通学形態等に関らず、設定された金額からあなたが選択します。

奨学金の種類等		進学先		大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
				国公立		私立		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学		
第一種奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円		
	最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円		
	以外の月額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円		
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）									
入学時特別増額貸与奨学金		100,000円～500,000円（100,000円単位）									



- ① 第一種奨学金「最高月額」の利用には、第一種・第二種併用貸与の家計基準（7ページ）を満たしている必要があります。
- ② 労働金庫が実施する「入学時必要資金融資」（23ページ）を利用する場合、入学時特別増額貸与奨学金について申込時に選択した額が、労働金庫からの融資の上限となります。
- ③ 申込時に選択した貸与（月）額は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。（26ページ）
- ④ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

【自宅通学の方】

- ⑤ 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。（生計維持者の単身赴任等は一時的に別居している場合も自宅通学になります。）

【自宅外通学の方】

- ⑥ あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいいます。「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには下表ア～オのいずれかに該当している必要があります。

- | |
|---|
| <p>ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）</p> <p>イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）</p> <p>ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）</p> <p>エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）</p> <p>オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合</p> |
|---|

【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。が、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

- (注1) 給付奨学金の対象校は、国又は地方公共団体から対象となる一定の要件を受けた学校となります。詳しくは、給付奨学金案内（10ページ）をご覧ください。
- (注2) 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- (注3) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。
- (注4) 高等専門学校及び夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構のホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>)
- (注5) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、JASSOのホームページに2021年4月以降に掲載予定です。
- (注6) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

2. 第二種奨学金の増額貸与

第二種奨学金について12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

進学先	増額
私立大学の医学・歯学の課程	4万円増額 (12万円 + 4万円 = 月額16万円)
私立大学の薬学・獣医学の課程	2万円増額 (12万円 + 2万円 = 月額14万円)



進学時に提出する「進学届」(24ページ)にて増額の手続きを行います。

申込みの前に、JASSOのホームページで貸与額と返還額のシミュレーションをしてみましょう。

※第二種奨学金の最新の利率をJASSOのホームページに掲載しています。

シミュレーションを行う際、参考にしてください。

⇒奨学金の制度(貸与型) > 利率 > 平成19年4月以降に奨学生に採用された方の利率

奨学金制度⑤

貸与対象校

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校は、次の表のとおりです。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限りです(「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です)。

(表内の記号の意味)・・・ ○：貸与対象 ×：貸与対象外

学校種別・課程		予約採用	(参考) 在学採用
大学 短期大学		○	○
	通信教育課程・放送大学	×	○ _(※3)
	専攻科・別科	×	○ _(※4)
専修学校(専門課程) (※1)	専門課程	○	○
	通信教育課程	×	○ _(※3)
高等専門学校		○ _(※2)	○

(※1) 専修学校についてはJASSOホームページに学校一覧を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/yoyaku/senshu/gakkalist.html>



(※2) 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象になります。

(※3) 通信教育課程・放送大学については、スクーリングの実施時期等により取扱いが異なりますので、進学予定先の学校に確認してください。

(※4) 別科は、助産師、視能訓練士等、職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限り対象となります。



大学の付属施設、専修学校の高等課程・一般課程、高等学校の専攻科・別科、その他の学校(下記参照)は対象外です。

(例) 自治医科大学(医学部)、学校教育法によらない学校(語学学校、職業訓練校、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、警察大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校等)

1. 奨学金の貸与方法

貸与奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。
進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座※

※休眠口座・・・金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座。

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」(24ページ)の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

2. 奨学金の返還方法

貸与終了(卒業)時に指定した口座から毎月の振替(引き落とし)となります。

【取扱い金融機関】

利用できる	利用できない
ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行(三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合	外国銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等)、一部信用組合

【返還金振替日】

振替日は毎月27日(27日が金融機関の休業日のときは翌営業日)です。

初回振替日は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に貸与終了した場合は10月)の27日です。

奨学金の貸与を受けるためには、申込時に保証制度を選択する必要があります。

保証制度には、「機関保証」と「人的保証」の2つがあり、**申込時にいずれか1つを選択します。**



- ・どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けたあなた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。
- ・申込時に選択した保証制度は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(26ページ)

1. 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の**保証料**の支払いが必要となり、原則として**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます。**（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします。）

このほか、JASSOがあなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先**」となる人を指定する必要があります。



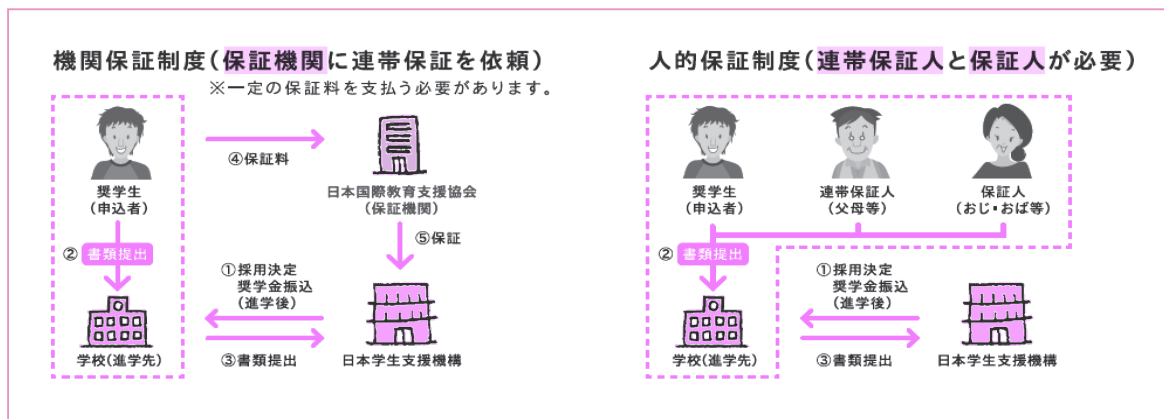
- ① 機関保証制度の詳細・保証料の目安については28～31ページをご覧ください。
- ② 万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることとなります。

2. 人的保証制度

人的保証とは、JASSOが定める選任条件（14ページ）を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について**連帯保証人及び保証人**を引き受けてもらう制度です。



- ・連帯保証人及び保証人は、進学後に提出する「進学届」（24ページ）にて選任します。申込時には選任しません。
- ・人的保証制度を選択した場合は、進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。（24ページ）
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たさなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。
- ・連帯保証人は、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- ・保証人には、申し出により認められる「分別の利益」等の権利（14ページ）があります（連帯保証人にはありません）。



【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】

人的保証を選択した場合、「進学届」(24ページ)提出時に、次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任します。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
<p>【役割】奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。</p> <p>【選任条件】</p> <p>①【あなたが未成年者の場合】 あなたの親権者 又は 未成年後見人。</p> <p>②【あなたが成年者の場合】 あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)</p>	<p>【役割】あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます(分別の利益)。また、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき(検索の抗弁権)、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます(催告の抗弁権)。</p> <p>【選任条件】</p> <p>① 父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※)</p>
連帯保証人、保証人に共通の条件	<p>① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。</p> <p>② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。</p> <p>③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。</p>

(※) これらの条件を満たさない場合でも、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

【代替要件】※上記の選任条件を満たさない場合のみ必要

連帯保証人については「4親等以内の親族」(選任条件②:あなたが成年者の場合)、保証人については「4親等以内の親族」(選任条件④)又は「65歳未満」(選任条件⑤)の条件を満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A~Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

	条件	証明書類
A	給与所得者:年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等
	給与所得者以外:年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
B	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額	預貯金残高証明書
C	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額	固定資産評価証明書

上記のA~Cを組み合わせて返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A+B	年間収入 + (預貯金残高 ÷ 16(年)) ≥ 320万円 (※)
A+C	年間収入 + (固定資産の評価額 ÷ 16(年)) ≥ 320万円 (※)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額
A+B+C	年間収入 + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16(年) ≥ 320万円 (※)

(※) 320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額(年間所得≥220万円)により判断してください。

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中・在学猶予中・返還期限猶予中は無利子です。

1. 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した返還利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した返還利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります。



・申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(26ページ)

2. 利率

利率は、JASSOが奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率(※)が適用されます。ただし、**年3.0%が上限**であり、年3.0%を超えることはありません。

(※) 「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。



3. 増額貸与を受けた場合の利率

増額貸与(※1)を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額(増額以外の部分)に係る利率」と「増額部分に係る利率」とをそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記2. による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」の値に0.2を加えた値(※2)

(※1) 入学時特別増額貸与奨学金および私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在学する人が基本月額を超えて受けた増額分。

(※2) 基本月額に係る利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率。

4. 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月(3月貸与終了の場合は4月)の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金(残元金のうち当月に返還すべき金額)とあわせて返還します。

(1) 返還据置期間の利子

返還据置期間(※)に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

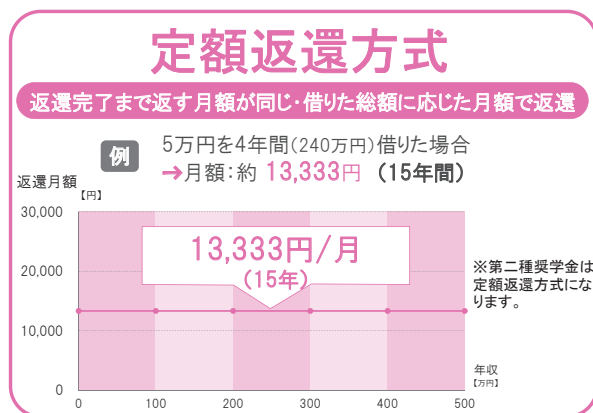
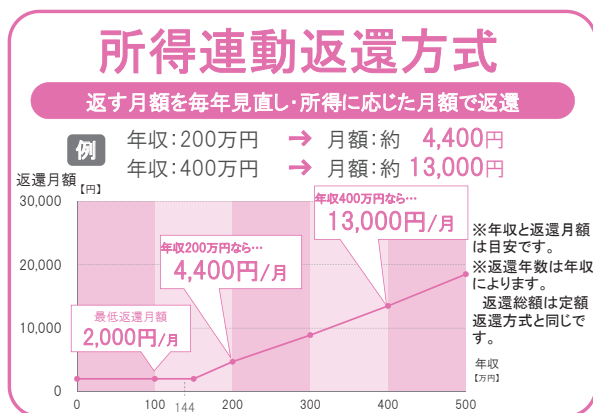
※ 貸与終了後や在学猶予(17ページ)期間終了後の、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎月の返還額(割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額の合計額)は定額です(最終回は端数の調整があります)。

奨学金の返還期間・毎月の返還額は選択した返還方式及び割賦方法により決まります。

1. 返還方式



第一種奨学金については、次のいずれか1つを申込時に選択します。

(第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については定額返還方式となります。)

返還方式	説明
所得連動返還方式	<p>前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。また、毎月の返還額により、返還期間が決まります(前年の所得が低ければ、毎月の返還額が低くなり、返還期間が延びます。前年の所得が高ければ、毎月の返還額が高くなり、返還期間が短くなります)。</p> <p>⚠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の返還額は「課税対象所得(課税総所得金額) × 9% ÷ 12」となります。 ・保証制度は機関保証(13ページ)とすることが必須となります。 ・減額返還制度(17ページ)は利用できません。 ・あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得(課税総所得金額)の合計に基づき返還月額を算出します(扶養者のマイナンバーの提出が必要となります)。
定額返還方式	<p>貸与総額により返還期間(最長20年)が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します。</p> <p>⚠</p> <p>第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について、利率の算定方法(15ページ)を「利率見直し方式」とした場合、おおむね5年ごとの利率の見直しに伴い毎月の返還額も変動します。</p>

⚠ 申込時に選択した返還方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(26ページ)

2. 割賦方法

定額返還方式の奨学金については、次の2つのいずれか1つを、進学後、「返還誓約書」提出時(24ページ)に選択します(所得連動返還方式の場合は月賦返還となります)。

割賦方法	説明
月賦返還	貸与総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	貸与総額の半分を月賦(毎月)で、残りの半分を半年賦(1月と7月の半年に1回)で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。

⚠ 「返還誓約書」提出時に選択した返還方法は、原則として変更できません。(26ページ)



3. 繰上返還

奨学金は貸与終了後、いつでも繰上返還ができます(全額繰上返還・一部繰上返還とも可能です)。

なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金の繰上返還をする場合、繰上に当たる期間の利子がかかりません。ただし、返還据置期間の利子(15ページ)は、かかります。

1. 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により1回当たりの返還額を1/2（又は1/3）にする制度です。	1年以内 ※ 1年ごとの願出が必要	最長、通算15年間
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還を先送りにする制度です。	1年以内 ※ 1年ごとの願出が必要	通算10年間まで ※ 願出の事由による
	 第一種奨学金については、申込時の家計収入が次の要件に合致する場合、返還期限猶予について10年間という制限なく申請することができます。（猶予年限特例） [要件] 生計維持者の年収・所得の合算額が次の金額以下となること ・給与収入のみの世帯：年間収入金額300万円以下 ・給与以外の所得の世帯：収入金額から必要経費を差し引いた金額が200万円以下		
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定日まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。		

2. 奨学金返還支援策

地方公共団体が実施する奨学金返還支援策（地方創生）

貸与終了後の返還にあたり、地元企業に就職した方等を対象に、地方公共団体において様々な奨学金返還支援策が行われております。

JASSOのホームページで、こうした地方公共団体における奨学金返還支援制度を紹介しておりますので、ぜひご活用ください。

- 「地方公共団体の返還支援制度」（JASSOホームページ内に掲載）



3. 延滞した場合

延滞金の賦課	奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。
督促・請求	JASSO又はJASSOが委託した債権回収会社等から、文書・電話にて返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。
個人信用情報機関への登録	返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。（19ページ）
法的措置	延滞が長期にわたった場合、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額、発生済利子（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金のみ）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益を剥奪）。これに応じない場合は法的措置をとることとなります。（18ページ）

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合、10月に返済開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（25ページ参照）を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（17ページ参照）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

奨学金の返還を延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。（17ページ参照）

返還の督促

- 本人へ請求します。
- 連帯保証人・保証人へ通知します（人的保証に限る）。
- 機構が委託した債権回収会社等^{注1}が電話による督促をします。
- 「本人以外の連絡先」に本人の住所等を照会します（機関保証に限る）。
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社^{注1}が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
- 延滞3か月以上の場合、個人情報情報機関^{注2}に本人の個人情報を登録する対象となります（詳細は19ページ参照）。

機関保証の場合

（保証料を支払っている場合）

機構からの一括返還請求

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金を請求します。（「期限の利益の喪失」^{注4}）

代位弁済請求

- 機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金について請求を行います。

保証機関からの請求・督促^{注5}

- 代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から、代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

強制執行

- 返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます^{注5}。

人的保証の場合

（連帯保証人・保証人を立てている場合）

一括返還請求
（支払督促申立予告）

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金を請求します。（「期限の利益の喪失」^{注4}）
- また、同時に支払督促申立の予告を行います。

支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産を差し押さえます。

裁判所を通した法的措置^{注3}

注 1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

注 2 個人情報情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

注 3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

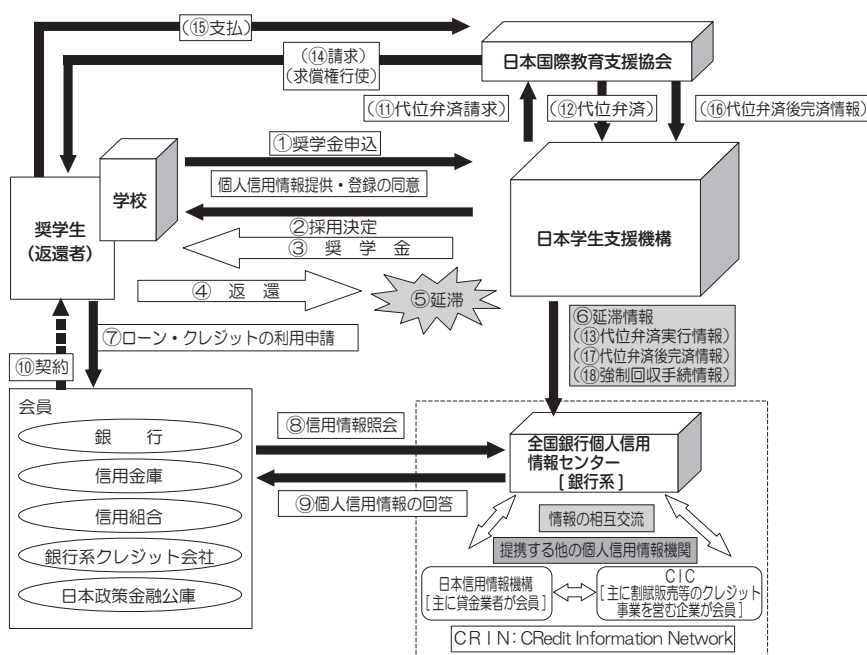
注 4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。

注 5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については20ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員による個人信用情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫協会による代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

申込者

進学前**春～ 申込み**

高等学校等から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。
必要書類を高等学校等に提出し、インターネットで申込情報を入力します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申し込み後、1週間以内にあなたと生計維持者のマイナンバー関係書類をJASSOに簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

○ **日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み**

※ 採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込手続き必要」と通知された人のみ（22ページ）

○ **労働金庫の「入学時必要資金融資」の申込み**

※ 入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者で、労働金庫からの融資を希望する人のみ（23ページ）

（進学先の大学等への入学金等の納付）

進学後**春～ 進学（2022年4月以降）**

○ 「採用候補者決定通知」等必要書類の提出

進学先の大学等に必要書類（24ページ）を提出し、進学届提出用のパスワードをもらいます。

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します。（貸与月額や保証制度の変更が可能です。）

春～ 採用決定、奨学金の振込開始、返還誓約書の提出

「進学届」の提出時期に応じて、奨学金の振込みが始まります。

奨学生となった人には、在籍する大学等を通じて「奨学生証」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

在籍する大学等に提出します。

※ 人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署押印および書類提出が必要です。（24ページ）

（毎月の奨学金の振込）

○ 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）

○ 適格認定（毎年春）

○ 返還用振替口座の手続き（返還していく口座の申込み）

貸与終了（卒業）

貸与終了時には学校を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が開始されます。

（毎月の奨学金の返還（引き落とし））

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

採用候補

奨学生

返還者

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を高等学校等から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、進学前に必要な手続きがあります。**

1. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。(7ページ)

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	「国の教育ローン」	入学時特別増額貸与奨学金
「国の教育ローンの申込不要」		利用可
「国の教育ローンの申込必要」	申し込んで、利用できなかった	利用可(※)
	申し込んで、利用できた	利用不可
	申し込みなかった	「進学届」にて辞退の手続きが必要です (26ページ)

(※) 進学時に、借入申込書の控えのコピー、融資できない旨の通知書のコピー等の書類の提出が必要です(24ページ)

「国の教育ローン」の概要

(2020年9月1日現在)

申込者	保護者
融資限度額	お子さま1人につき350万円以内
返済期間	15年以内(交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収(所得)が一定額以内の人は18年以内)
利率	年1.70%【固定金利】 ※ 母子・父子家庭又は世帯年収(所得)が一定額以内の人は年1.31% ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率(固定)は、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	1年中(必要時期の2~3か月前がお申込みの目安です)
審査期間	10日前後。(その後、融資実行(融資金の口座振込)までにさらに10日前後かかります。)
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入(所得)が、子どもの人数に応じて設定された上限額の範囲内であること ②借入申込金額が350万円以内であること ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること



- 日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的な金融機関です。
- 最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

2. 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人に限り、希望により、労働金庫（ろうきん）が実施する「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）制度に申し込むことができます。

「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の**入学金・授業料について労働金庫が融資する制度です。労働金庫から受けた融資の返済は、**進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済**します。（2020年9月1日現在）

申込者	採用候補者（合格が決定している人）
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済のものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度。 ※ 申込時に選択した金額を超えての融資は行えません。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利息を一括して返済
利率	年1.70%【固定金利】 ※ 利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後（必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください）
審査期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み



- ・審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- ・進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります。
- ・最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページをご覧ください。<http://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>

【留意点】

① 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための手続き

労働金庫への申込みの際には、入学時特別増額貸与奨学金を利用できることを示す必要があります。

したがって、**入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と判定された人は、労働金庫への申込前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続き（22ページ）を済ませて、進学時に提出する書類（24ページ）をそろえておく必要があります。**

② 奨学金振込口座

奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います（労働金庫を通じて行います）。

1. 必要書類と「進学届」の提出

進学後（2022年4月以降）進学先の学校が定める期限内に、進学先の学校に「採用候補者決定通知」等の必要書類を提出し、引き換えに交付される「ID・パスワード」により、インターネットにて「進学届」を提出します。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

必要書類	提出が必要な人
① 採用候補者決定通知【進学先提出用】	採用候補者全員
② 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（所定様式）	「採用候補者決定通知」に、 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込 必要 と記載されている人のみ
③ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

2. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、奨学生として正式に採用され、「奨学生証」等が交付されます。また、届け出た口座への奨学金の振込みが始まります。

3. 「返還誓約書」の提出

採用後は学校が定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」を提出します。



- ・期限までに提出しなかった場合は採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。
- ・機関保証の場合は「本人以外の連絡先」の人の署名が、人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）が、必要です。

機関保証の場合	人的保証の場合
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	①連帯保証人の収入に関する証明書類
	②連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
	③「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※「代替要件」（14ページ）に該当する場合のみ必要



人的保証の場合、この段階になって連帯保証人等から断られることのないよう、申込みの時から依頼する予定の人によく説明して承諾を得ておいてください。

1. 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」をインターネットにて提出します。



学校が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

2. 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、在学する大学等により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認され、機構に報告されます。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。

3. 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	奨学金が必要でなくなった旨の申出が奨学生本人からあったとき。
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

4. 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認します。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをします。

5. 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や住所を変更した場合は、必ずJASSOに連絡して必要な手続きを行いましょう。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

資料①

奨学金に関する事項の選択・変更

申込時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きがあります。

事項	時期						
	申込時	進学届 提出時	返還誓約書 提出時	貸与中 (返還誓約書提出後)	貸与 終了時	返還中	
① 第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額（9ページ）	選択	変更可	変更不可	変更可			
② 通学形態		選択 ※9		変更可 ※9			
③ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（9ページ）	選択	変更可 ※1 ※2					
④ すべての奨学金の辞退		可	変更不可	可			
⑤ 第一種・第二種併用貸与の片方の辞退		可	変更不可	可			
⑥ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退		可 ※1 ※2					
⑦ 保証制度（13ページ）	選択	変更可	変更可 ※5	変更可 ※5	変更不可	変更可 ※5	
⑧ 連帯保証人・保証人（14ページ）		届出	変更可	変更可 ※5	変更不可	変更可 ※5	
⑨ 本人以外の連絡先（13ページ）		届出	変更可	変更可	変更不可	変更可	
⑩ 奨学金振込口座（12ページ）		届出 ※1	変更可	変更可			
⑪ 利率の算定方法（15ページ）	選択	変更可 ※2	変更不可	変更可 ※2			
⑫ 返還方式（16ページ）	選択	変更可	変更不可	変更可 ※6	変更不可	変更可 ※6 ※7	
⑬ 割賦方法（16ページ）			選択 ※8	変更不可	変更不可	変更不可	
⑭ 返還金振替口座（12ページ）					届出	変更可	

※1 労働金庫の「入学時必要資金融資」（23ページ）を受けた場合、入学時特別増額貸与奨学金の額を融資額より少なくすること（辞退を含む）はできず、また奨学金振込口座は労働金庫の指定する口座にする必要があります。

※2 「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

※3 「進学届」を期限までに提出しなければ辞退したものと扱います。

※4 「進学届」提出後は、「機関保証」から「人的保証」への変更はできません。

※5 連帯保証人・保証人の死亡等、やむを得ない事情がある場合に限りです。

※6 「人的保証」の場合、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更には「機関保証」への変更が必要です。

※7 貸与終了後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。

※8 「返還誓約書」提出時に選択した返還方法は、その後は原則として変更できません。

※9 給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります（詳しくは給付奨学金案内8ページをご確認ください）。

資料②

奨学金の返還例

「第一種・第二種併用貸与」や「月賦・半年賦併用返還」、「所得連動返還方式」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。



(1) 第一種奨学金

貸与月額	学校種別	国公私の別	通学形態	貸与年数	貸与総額	返還期間	返還回数	月賦返還額
30,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅・自宅外共通	2年	720,000円	9年	108回	6,666円
				3年	1,080,000円	12年	144回	7,500円
				4年	1,440,000円	13年	156回	9,230円
				6年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
45,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅	2年	1,080,000円	12年	144回	7,500円
				3年	1,620,000円	13年	156回	10,384円
				4年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
				6年	3,240,000円	19年	228回	14,210円
51,000円	大学・短大・専修(専門)共通	国公立	自宅外	2年	1,224,000円	12年	144回	8,500円
				3年	1,836,000円	14年	168回	10,928円
				4年	2,448,000円	15年	180回	13,600円
				6年	3,672,000円	20年	240回	15,300円
53,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅	2年	1,272,000円	12年	144回	8,833円
				3年	1,908,000円	13年	156回	12,230円
54,000円	大学	私立	自宅	4年	2,592,000円	15年	180回	14,400円
				6年	3,888,000円	20年	240回	16,200円
60,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅外	2年	1,440,000円	13年	156回	9,230円
				3年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
64,000円	大学	私立	自宅外	4年	3,072,000円	18年	216回	14,222円
				6年	4,608,000円	20年	240回	19,200円

(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象額(課税総所得金額)の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

(2) 第二種奨学金

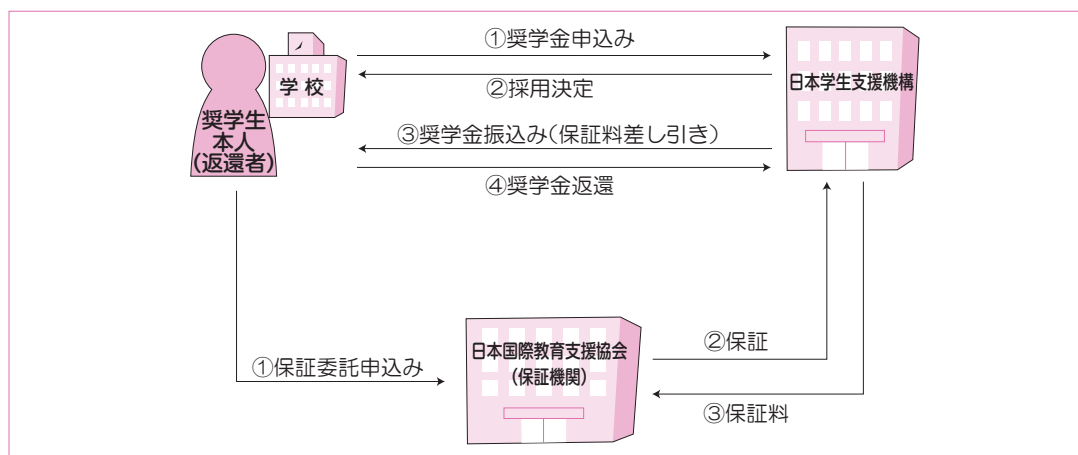
貸与月額	貸与年数	貸与総額	返還期間	返還回数	返還利率 $x,xx\%$ (※)の場合		返還利率3.0%(上限)の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
30,000円	2年	720,000円	9年	108回	725,756円	6,720円	833,004円	7,713円
	3年	1,080,000円	12年	144回	1,091,287円	7,577円	1,303,191円	9,050円
	4年	1,440,000円	13年	156回	1,456,176円	9,334円	1,761,917円	11,293円
	6年	2,160,000円	14年	168回	2,186,037円	13,012円	2,679,629円	15,950円
50,000円	2年	1,200,000円	12年	144回	1,212,507円	8,420円	1,448,002円	10,055円
	3年	1,800,000円	13年	156回	1,820,239円	11,668円	2,202,404円	14,117円
	4年	2,400,000円	15年	180回	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円
	6年	3,600,000円	20年	240回	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円
80,000円	2年	1,920,000円	13年	156回	1,941,594円	12,445円	2,349,227円	15,059円
	3年	2,880,000円	16年	192回	2,919,400円	15,204円	3,672,102円	19,125円
	4年	3,840,000円	20年	240回	3,904,917円	16,270円	5,167,586円	21,531円
	6年	5,760,000円	20年	240回	5,857,437円	24,405円	7,751,445円	32,297円
100,000円	2年	2,400,000円	15年	180回	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円
	3年	3,600,000円	20年	240回	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円
	4年	4,800,000円	20年	240回	4,881,176円	20,338円	6,459,510円	26,914円
	6年	7,200,000円	20年	240回	7,321,817円	30,507円	9,689,270円	40,372円
120,000円	2年	2,880,000円	16年	192回	2,919,400円	15,204円	3,672,102円	19,125円
	3年	4,320,000円	20年	240回	4,393,050円	18,304円	5,813,549円	24,222円
	4年	5,760,000円	20年	240回	5,857,437円	24,405円	7,751,445円	32,297円
	6年	8,640,000円	20年	240回	8,786,216円	36,609円	11,627,154円	48,446円

(注1) 2019年12月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

資料③

機関保証制度の仕組み



- ① あなたがJASSOに奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます。）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、JASSOが奨学生として採用します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- ③ JASSOは、奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、JASSOがあなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。JASSOに対し約束どおりの返還をしていただきます。
- ⑤ 返還を延滞した場合については、15ページを参照してください。

万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることになります。

※ 次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ・奨学金を繰上返還（16ページ）し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除（17ページ）の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。ただし、死亡による返還免除の場合は、JASSOに「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。 <http://www.jees.or.jp/guarantee/index.htm>

資料④

保証料（目安）

- 以下の保証料は、2020年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- 最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右のQRコードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。
- 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、同奨学金が交付されるときに1回払いとなります。



(1) 第一種奨学金

校種別	区分		貸与月額	貸与	貸与総額	返還回数	保証料月額
	国公立の別	通学形態					
短大・専修 (専門) 【2年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	2年	480,000円	108回	469円
	国公立	自宅	40,000円		960,000円	120回	1,032円
		自宅外	40,000円		960,000円	120回	1,032円
	私立	自宅	40,000円		960,000円	120回	1,032円
		自宅外	50,000円		1,200,000円	144回	1,517円
短大・専修 (専門) 【3年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	3年	720,000円	108回	462円
	国公立	自宅	40,000円		1,440,000円	156回	1,282円
		自宅外	40,000円		1,440,000円	156回	1,282円
	私立	自宅	40,000円		1,440,000円	156回	1,282円
		自宅外	50,000円		1,800,000円	156回	1,602円
大学 【4年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	4年	960,000円	120回	500円
	国公立	自宅	40,000円		1,920,000円	156回	1,262円
		自宅外	40,000円		1,920,000円	156回	1,262円
	私立	自宅	40,000円		1,920,000円	156回	1,262円
		自宅外	50,000円		2,400,000円	180回	1,786円

(2) 第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

区分	貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
(すべて共通)	100,000円	1か月	100,000円	36回	1,023円
	200,000円	1か月	200,000円	72回	3,928円
	300,000円	1か月	300,000円	84回	6,798円
	400,000円	1か月	400,000円	120回	12,552円
	500,000円	1か月	500,000円	120回	15,690円

資料④

保証料（目安）

(3) 第二種奨学金

基本月額に係る貸与利率については上限である年3.0%（増額部分の利率は年3.2%）で計算しており、あくまで目安です。

貸与月額	貸与年数	貸与総額	返還回数	保証料月額
30,000円	2年	720,000円	108回	828円
50,000円		1,200,000円	144回	1,787円
80,000円		1,920,000円	156回	3,068円
100,000円		2,400,000円	180回	4,340円
120,000円		2,880,000円	192回	5,503円
30,000円	3年	1,080,000円	144回	1,056円
50,000円		1,800,000円	156回	1,888円
80,000円		2,880,000円	192回	3,613円
100,000円		3,600,000円	240回	5,440円
120,000円		4,320,000円	240回	6,528円
30,000円	4年	1,440,000円	156回	1,116円
50,000円		2,400,000円	180回	2,105円
80,000円		3,840,000円	240回	4,286円
100,000円		4,800,000円	240回	5,358円
120,000円		5,760,000円	240回	6,429円
140,000円		6,720,000円	240回	7,508円
140,000円	6年	10,080,000円	240回	7,280円
160,000円		11,520,000円	240回	8,326円

（注1）貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学。歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円（薬学又は獣医学）又は 4 万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金(30万円)

貸与月額	貸与年数	入学時特別増額 貸与奨学金の額	貸与総額	返還回数	保証料月額	増額分の 保証料額
30,000円	2年	300,000円	1,020,000円	132回	993円	9,939円
50,000円			1,500,000円	156回	1,919円	11,514円
80,000円			2,220,000円	168回	3,273円	12,276円
100,000円			2,700,000円	180回	4,342円	13,026円
120,000円			3,180,000円	216回	6,079円	15,198円
30,000円	3年		1,380,000円	144回	1,057円	10,572円
50,000円			2,100,000円	180回	2,139円	12,834円
80,000円			3,180,000円	216回	3,992円	14,970円
100,000円			3,900,000円	240回	5,443円	16,329円
120,000円			4,620,000円	240回	6,530円	16,326円
30,000円	4年		1,740,000円	156回	1,116円	11,166円
50,000円			2,700,000円	180回	2,106円	12,636円
80,000円			4,140,000円	240回	4,288円	16,080円
100,000円			5,100,000円	240回	5,360円	16,080円
120,000円			6,060,000円	240回	6,432円	16,080円
140,000円		7,020,000円	240回	7,509円	16,092円	
140,000円	6年	10,380,000円	240回	7,281円	15,603円	
160,000円		11,820,000円	240回	8,326円	15,612円	

（注1）貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学。歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円（薬学又は獣医学）又は 4 万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、線上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(注) 本約款は2021年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとする。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要ない切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「マイナンバーの提出方法が分からない」

「提出すべき書類（番号確認書類・身元確認書類）が分からない」

「マイナンバー提出のための専用封筒をなくしてしまった」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

地方公共団体が実施する奨学金返還支援策（地方創生）

貸与終了後の返還にあたり、地元企業に就職した方等を対象に、地方公共団体において様々な奨学金返還支援策が行われております。

日本学生支援機構のホームページに、こうした地方公共団体における奨学金返還支援制度を紹介するとともに、ホームページ内の「奨学金チャットボット」においても情報を提供していますので、ぜひご活用ください。

● 「地方公共団体の返還支援制度」

日本学生支援機構ホームページに掲載しています。



● 「奨学金チャットボット」

地方公共団体が実施する奨学金返還支援策など、奨学金について自動でご案内しています。



【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。